

児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第一条関係）	1
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第二条関係）	8
○ 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）（抄）（附則第三項関係）	10

児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（第一条関係）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円</p> <p>二 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの（次号及び第四号に掲げる者を除く。） 四千六百元</p> <p>三 小学校就学前児童（通所給付決定に係る小学校就学の始期に達</p>	<p>第二十四条 法第二十一条の五の三第二項第二号に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（第二十五条の五第四項及び第二十七条の四第四項において「障害児通所支援負担上限月額」という。）は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者（法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる者以外の者 三万七千二百円</p> <p>二 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）の二第二号ロ及び第二十七条の二第二号において同じ。）を合算した額が二十八万円未満であるもの（次号に掲げる者を除く。） 四千六百元</p>

するまでの障害児又は幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定ことも園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。イ及び第二十五条の二において同じ。）が二人以上いる通所給付決定保護者（次号に掲げる者を除く。） 次のイ又はロに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ ロに掲げる者以外の者 次の(1)及び(2)に掲げる額を合算した額（その額が第一号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

(1) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童（当該通所給付決定保護者の小学校就学前児童のうち最年長者をいう。）(2)及び第二十五条の二において同じ。）である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

ロ 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるものイ(1)及び(2)に掲げる額を合算した額（その額が前号に定める額を超えるときは、同号に定める額とする。）

四 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号ニ及び第二十七条の二第三号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の十三第一項において同じ。）又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定

三 市町村民税世帯非課税者（通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者（通所給付決定保護者である支給決定障害者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十一項に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）が特定支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下同じ。）である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者に限る。）が指定通所支援のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。第二十五条の二第二号ハ及び第二十七条の二第三号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該通所給付決定保護者をいう。第二十五条の十三第一項において同じ。）又は通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者が指定

通所支援のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の二 法第二十一条の五の四第三項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからニまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ・ロ (略)

ハ 第二十四条第三号に掲げる通所給付決定保護者 次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) 第二十四条第三号イに掲げる通所給付決定保護者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(ii) 前児童であるものを除く。及び小学校就学前最年長児童である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

通所支援のあつた月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）若しくは要保護者（同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該通所給付決定保護者 零

第二十五条の二 法第二十一条の五の四第三項に規定する当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額は、次の各号に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 指定通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからハまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ・ロ (略)

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた指定通所支援

に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

(2) 第二十四条第三号ロに掲げる通所給付決定保護者 (1)(i)

及び(ii)に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

二 第二十四条第四号に掲げる通所給付決定保護者 零

二 基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからニまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからニまでに定める額

イ ロからニまでに掲げる者以外の者 三万七千二百円

ロ 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（ハ及びニに掲げる者を除く。） 四千六百元

ハ 通所給付決定に係る小学校就学前児童が二人以上いる通所給付決定保護者（ニに掲げる者を除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める額

(1) (2)に掲げる者以外の者 次の(i)及び(ii)に掲げる額を合算し

ハ 第二十四条第三号に掲げる通所給付決定保護者 零

二 基準該当通所支援を受けた通所給付決定保護者 次のイからハまでに掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ ロ及びハに掲げる者以外の者 三万七千二百円

ロ 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同じの世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの（ハに掲げる者を除く。） 四千六百元

た額（その額がイに定める額を超えるときは、イに定める額とする。）

(i) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る障害児（小学校就学前児童であるものを除く。）及び小学校就学前最年長児童である障害児に係るものに限る。）に百分の十を乗じて得た額

(ii) 通所給付決定保護者が同一の月に受けた基準該当通所支援に係る法第二十一条の五の三第二項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額（当該通所給付決定保護者の通所給付決定に係る小学校就学前児童である障害児（小学校就学前最年長児童を除く小学校就学前児童のうち最年長者である障害児に限る。）に係るものに限る。）に百分の五を乗じて得た額

(2) 通所給付決定保護者であつて、当該通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者と同一の世帯に属する者について基準該当通所支援のあつた月の属する年度（基準該当通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの (1) (i) 及び (ii) に掲げる額を合算した額（その額がロに定める額を超えるときは、ロに定める額とする。）

二 (略)

第二十五条の六 前条第一項の高額障害児通所給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

ハ (略)

第二十五条の六 前条第一項の高額障害児通所給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第二十四条第一号から第三号までに掲げる者 三万七千二百円
二 第二十四条第四号に掲げる者 零

第四十二条の二 就学前保育等推進法第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第五号に規定する政令の定めるところにより算定した額は、私立認定保育所（就学前保育等推進法第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所をいう。次項において同じ。）における保育を行うことに係る児童の保護者を、法第五十六条第三項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、当該私立認定保育所について同項の規定を適用することとした場合に、市町村の長が当該保護者から徴収することができる額として定める額とする。

2
(略)

一 第二十四条第一号又は第二号に掲げる者 三万七千二百円
二 第二十四条第三号に掲げる者 零

第四十二条の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第十三条第二項の規定により読み替えられた法第五十一条第五号に規定する政令の定めるところにより算定した額は、私立認定保育所（就学前保育等推進法第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所をいう。次項において同じ。）における保育を行うことに係る児童の保護者を、法第五十六条第三項に規定する本人又はその扶養義務者とみなし、当該私立認定保育所について同項の規定を適用することとした場合に、市町村の長が当該保護者から徴収することができる額として定める額とする。

2
(略)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（第二条関係） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）

（高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等）

第四十三条の五（略）

第四十三条の五（略）

2（略）

2（略）

3 第十七条第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額、同項第四号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）及び第一項第五号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が入所給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあつては、当該負担上限月額と特定保護者負担上限月額のいずれか高い額とする。以下この項及び第五項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げ

3 第十七条第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額、同項第四号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者（児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）及び第一項第五号に掲げる額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が入所給付決定保護者（児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。）である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。）を合算した額が負担上限月額（当該支給決定障害者等（法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。）が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあつては、特定保護者負担上限月額とする。以下この項及び第五項において同じ。）を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

4
(略)
る額を合算した額とする。

4
(略)

○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童福祉法施行令等の臨時特例に関する政令（平成二十三年政令第二百九号）（抄）（附則第三項関係）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（児童福祉法施行令の特例）</p> <p>第一条 児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者（以下「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者（次項において「口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者」という。）に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額及び同令第二十五条の五第一項の高額障害児通所給付費算定基準額については、同令第二十四条及び第二十五条の六の規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条第二号中「指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月か</p>	<p>（児童福祉法施行令の特例）</p> <p>第一条 児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者であつて、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であつて、その者と同一の世帯に属する者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第四号に規定する特定支給決定障害者（以下「特定支給決定障害者」という。）にあつては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者（次項において「口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者」という。）に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額及び同令第二十五条の五第一項の高額障害児通所給付費算定基準額については、同令第二十四条及び第二十五条の六の規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条第二号中「指定通所支援（法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定通所支援のあつた月が四月か</p>

ら六月までの場合にあつては、前年度」とあるのは「平成二十二年
度」と、同条第三号ロ中「指定通所支援のあつた月の属する年度
(指定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、
前年度)」とあるのは「平成二十二年」と、同条第四号中「指定
通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月が四月
から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平成二十
二年」と、「者が指定通所支援」とあるのは「者が指定通所支援
(法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。)
」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超える
ときは、同条及び同令第二十五条の六の規定にかかわらず、当該額
とする。

2 口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令
第二十五条の十三第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限
月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞ
れイからニまでに定める額については、同条第一項の規定により定
める額及び同号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニ
までの規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条第四号中
「指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月
が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平
成二十二年」と、同令第二十五条の十三第一項第三号中「指定通
所支援のあつた月の属する年の前年(指定通所支援のあつた月が一
月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号にお
いて同じ。)」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定通所支
援のあつた月の属する年の前年の」とあるのは「平成二十一年の」
と、「当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に」とあるのは
「同年に」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める
額を超えるときは、同項及び同条第二項第一号の規定にかかわらず

ら六月までの場合にあつては、前年度」とあるのは「平成二十二
年度」と、同条第三号中「指定通所支援のあつた月の属する年度(指
定通所支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前
年度)」とあるのは「平成二十二年」と、「者が指定通所支援」
とあるのは「者が指定通所支援(法第二十一条の五の三第一項に規
定する指定通所支援をいう。)」と読み替えた場合におけるこれら
の規定により定める額を超えるときは、同条及び同令第二十五条の
六の規定にかかわらず、当該額とする。

2 口蹄疫特例措置対象通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令
第二十五条の十三第一項に規定する肢体不自由児通所医療負担上限
月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞ
れイからニまでに定める額については、同条第一項の規定により定
める額及び同号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニ
までの規定により定める額が、それぞれ、同令第二十四条第三号中
「指定通所支援のあつた月の属する年度(指定通所支援のあつた月
が四月から六月までの場合にあつては、前年度)」とあるのは「平
成二十二年」と、同令第二十五条の十三第一項第三号中「指定通
所支援のあつた月の属する年の前年(指定通所支援のあつた月が一
月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号にお
いて同じ。)」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定通所支
援のあつた月の属する年の前年の」とあるのは「平成二十一年の」
と、「当該指定通所支援のあつた月の属する年の前年に」とあるのは
「同年に」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める
額を超えるときは、同項及び同条第二項第一号の規定にかかわらず

3、当該額とする。
・4 (略)

3、当該額とする。
・4 (略)